

米原市シンボルキャラクター着ぐるみ使用取扱要領

1 目的

この要領は、米原市の知名度、好感度のアップと更なる地域の活性化を目指し、米原市シンボルキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 管理機関

着ぐるみの管理および貸出しは、シティセールス課が行う。

3 対象

貸し出しの対象は、原則として市役所各課および出先機関とする。市主催以外のイベント等を使用する場合は、当該イベントに関係する課が必ず使用者となること。この場合の使用の申込者は使用者となる課等の長とする。

4 貸出物品

ホタルン（頭（付属品を含む。）、胴体、靴、手袋、タイツ）

5 使用の申し込み

着ぐるみの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみ使用申込書（別紙様式）を使用希望日の1週間前までに管理機関に提出するものとする。

6 使用の承諾

管理機関は、着ぐるみ使用申込があった場合は、次に掲げる事項に該当する場合を除き使用を承諾するものとする。

ただし、貸出日程の調整および着ぐるみの状態等使用に問題があると認めるときは、使用を認めないことができる。

- （1）本市の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- （2）着ぐるみが特定の商品、団体、企業の営利活動に使用されるとき。
- （3）着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- （4）法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- （5）特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れがあるとき。
- （6）その他、市長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

7 使用料

使用料は無料とする。ただし、運搬に係る経費は使用者の負担とする。

8 その他

- （1）使用者が着ぐるみを破損した際は、現物または実費をもって弁償させる場合がある。
- （2）使用者は、第三者に転貸しないものとする。
- （3）使用者は、着ぐるみの使用について、別添の着用マニュアルにより取り扱うものとする。
- （4）雨天時に屋外で使用しないこと。
- （5）屋外で着ぐるみを使用した場合は、返却時に必ず靴の裏面を清拭したうえで返却する。
- （6）着ぐるみの設計上、使用者は、身長 160cm 未満であることがのぞましい。

別紙様式

米原市シンボルキャラクター着ぐるみ使用申込書

令和 年 月 日

シティセールス課長 様

申込者 所属
氏名 印

下記のとおり申し込みます。着ぐるみの借受、使用に当たり、市が定める使用取扱要領および着用マニュアルを厳守します。

1. イベント名	
2. イベント内容	*参考資料（企画書・チラシ）がありましたら、添付してください。
3. 参加予定人数	
4. 会場名	
5. 使用日	
6. 借受希望期間	（原則、イベント実施1日前貸出、終了後即返却（土日、祝休日は除く）とします）
7. 使用責任者	
8. 貸出キャラクター	ホタルン
9. 備考	

シティセールス課記入欄 *記載しないでください

受付日	回答日・方法	貸出日	返却日	貸出・返却場所	
				シティセールス課	